○浜田市景観形成事業補助金交付要綱

平成30年３月30日告示第54号

改正

令和３年３月19日告示第43号

令和４年３月25日告示第58号

浜田市景観形成事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、市内において景観形成に主体的に取り組む者に対し、その取組に要する費用の一部を補助することにより、当該地域における景観の保全及び創造の促進を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　景観計画　景観法（平成16年法律第110号）第８条第１項の規定に基づき定める浜田市景観計画をいう。

（２）　重点地区　浜田市景観条例（平成28年浜田市条例第47号）第８条第１項の規定に基づき定める重点地区をいう。

（３）　景観資源　景観計画に定める景観資源をいう。

（４）　景観形成　ふるさと島根の景観づくり条例（平成３年島根県条例第34号）第２条第１項に規定する景観形成をいう。

（５）　協定　ふるさと島根の景観づくり条例第27条第４項の規定により知事の認定を受けた景観形成住民協定をいう。

（６）　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

（７）　工作物　浜田市景観条例第２条第２項第４号に規定する工作物をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市税を滞納している者を除く。

（１）　重点地区において協定を締結した者

（２）　景観形成に取り組むために５以上の世帯又は団体で組織された団体

（補助対象事業）

第３条の２　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する取組とする。

（１）　市内の景観形成に資する取組であること。

（２）　当該取組について、当該取組を行う区域内に存する町内会等（町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。）の合意を得ていること。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

（１）　協定の策定に要する経費

（２）　建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に係る経費
（３）　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る経費
（４）　景観資源の保全又は整備に係る経費（清掃活動及び美化活動に係る経費を除く。）
（５）　その他市長が必要と認める経費

（補助金額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額（当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の額を除く。）の２分の１以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象事業を実施する地区等の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

（１）　重点地区（協定を締結している場合）　50万円
（２）　重点地区（協定を締結していない場合）　30万円
（３）　重点地区以外の区域　20万円

２　前項の補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市景観形成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、事業着手日の30日前までに市長に提出しなければならない。

（１）　収支予算書
（２）　見積書の写し
（３）　現況写真
（４）　位置図
（５）　取組を行う区域内に存する町内会等の合意が確認できる書類
（６）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、１補助対象者につき１回に限りすることができる。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市景観形成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第９条第１項に規定する事由が生じたときは、浜田市景観形成事業変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浜田市景観形成事業実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　収支決算書
（２）　領収書の写し
（３）　事業の経過又は成果を証する書類、写真等
（４）　その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定等）

第10条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市景観形成事業補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条　補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市景観形成事業補助金交付請求書（様式第６号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条　市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成30年４月１日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

附　則（令和３年３月19日告示第43号）

この告示は、令和３年３月19日から施行する。

附　則（令和４年３月25日告示第58号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月25日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第８条関係）

様式第４号（第９条関係）

様式第５号（第10条関係）

様式第６号（第11条関係）